

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

和歌山国民年金 事案 870（事案 764 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、昭和50年12月頃、A市町村（現在は、B市）役場か金融機関の集金人に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間の保険料が未納とされているので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回の申立てに当たり、私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関の元夫名義の口座から納付するよう、役場の集金人に手続を行ったことを思い出した。また、私の友人が、上記の集金人を記憶しているので、再度、調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月27日にC市において払い出されていることが確認できる上、戸籍の附票によると、申立人は、50年11月15日に住所をD県のA市町村に移していることが確認できることから、申立人が主張する「国民年金の加入手続」は国民年金被保険者の住所変更の届出と考えられるところ、当該住所変更の届出が行われた50年11月又は同年12月頃の時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人から申立期間に係る保険料の納付金額及び納付方法の詳細について具体的な供述は無いこと、ii) 申立人は、前述の届出及び申立期間の保険料の納付は、役場又は金融機関の集金人に行ったと主張しているところ、B市では、「A市町村における申立期間当時の国民年金保険料の集金状況

については不明である。」と回答していることから、申立期間当時の集金人による過年度保険料及び特例納付保険料の取扱いについて確認することができない上、E金融機関は、「当社の集金人が国民年金に関する届書を預かることはなかったと思われる。」と回答していること、iii) F年金事務所において保管されている50年10月から51年3月までに処理された領収済通知書を調査したが、申立人に係る当該通知書は確認できなかったこと、iv) 申立人が、申立期間の保険料納付について証言できる者として挙げている申立人の元夫は、「当時、申立人と集金人が5年間遡って国民年金保険料を納めるという話をしていた。」と証言しているものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかったこと、v) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成23年3月30日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関の元夫名義の口座から納付するよう、役場の集金人に手続を行ったことを思い出した。私の友人が、当時の集金人を記憶している。」としている。

しかしながら、上記の友人が記憶している元集金人は、「私は、申立人の自宅に行った記憶が有るが、国民年金保険料のほかに税金や電気料金の集金も行っていたため、何を集金したかまでは記憶していない。訪問先で未納となっている保険料を遡って納付することができることを説明した記憶が有るが、特例納付保険料や過年度保険料を預かったことはなかった。」旨供述している。

また、上記の元集金人は、自身が国民年金保険料の集金業務を行っていた頃は、口座振替により保険料を納付するような方法は無かった旨供述している上、B市は、申立期間当時、A市町村では保険料の口座振替納付の取扱いは行っていなかった旨回答している。

さらに、上記の友人は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は分からない旨供述している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。